

議案第71号

甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市旅館業法施行条例（平成30年12月条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 入浴施設は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室及び脱衣場の内部は、外部から容易に見えない構造であること。

イ 原湯等を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設ける場合は、次のとおりとすること。

(i) 通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を備え、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水を消毒する設備を備えること。

(ii) 完全に排水できる構造であること。

ウ 浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用する場合は、ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設けること。

エ ろ過器を設ける場合は、次のとおりとすること。

(i) ろ過器は、浴槽ごとに設けるよう努めること。

(ii) ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること。

- ㊦ ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）を設けること。
- ㊧ 浴槽における原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）及び原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- ㊨ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
- ㊩ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。

オ 浴槽からあふれ出た湯水（以下「オーバーフロー水」という。）及びこれを回収する槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管（オーバーフロー水を回収槽に導く配管をいう。以下同じ。）は、直接循環配管に接続しない構造とし、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造とし、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒できる設備を設けること。

カ 屋外に浴槽を設ける場合は、浴槽内の湯水が配管等を通じて屋内の浴槽に混じることのない構造であること。

キ 配管内の浴槽水を完全に排水できる構造であること。

ク 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造とし、又は配管等を要しないセンサー方式とすること。

ケ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設ける場合は、次のとおりとすること。

- ㊰ 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。
- ㊱ 点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。
- ㊲ 空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であるこ

と。

コ 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

サ 調節箱（洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

(4) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア 便所は、換気設備を有すること。

イ 便所の手洗いは、宿泊者の利用しやすい位置に設け、適当な数の給水栓を有すること。

ウ 便所を付設していない客室を有する階にあつては、共同用の便所を設けること。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「第1号から第4号まで及び第6号」を「（第4号ウを除く。）」に改め、同条第3項中「基準は、第1項第4号及び第6号」を「基準については、第1項第4号（同号ウを除く。）及び第5号」に改める。

第3条第1項中「規定による」を削る。

第5条第1項第4号中「ならない」を「ならないこと」に改め、同項第6号中「の基準は、次による」を「については、次の措置を講ずる」に改め、同項第7号中「浴室については、次」を「入浴施設については、次」に改め、同号ただし書中「、キ及びク」を「及びキ」に改め、同号ア中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「並びに」を「及び」に改め、同号イ中「原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する」を「貯湯槽を設ける」に改め、同号イ(㊦)ただし書中「原湯」を「湯水」に改め、同号エただし書及びオ中「設置して」を「設けて」に改め、同号カ中「洗い場の湯栓やシャワーへ湯を送る調整箱」を「調節箱」に改め、同号キ中「浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水」を「回収槽内の水」に改め、同号キただし書中「回収槽の湯水」を「回収槽内の水」に改め、同号ク及びケを次のように改める。

ク 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準につい

て点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。

ケ 新規に入浴施設の使用を開始するとき及び入浴施設の使用を休止した後に使用を再開するときは、配管等の設備を十分に消毒すること。

第5条第1項第7号コを削り、同項第8号中「湯水」を「水」に改める。

附則第2項中「入浴設備の基準に関する」を「甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和4年9月条例第 号）第1条の規定による改正前の」に改める。

第2条 甲府市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「及びキ」を「及びケ」に改め、同号イに次のように加える。

(ロ) 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。

第5条第1項第7号エからケまでを次のように改める。

エ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄を保つこと。

オ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設けて浴槽水をろ過する浴槽にあつては、1週間に1回以上完全に換水すること。

カ ろ過器を設けて浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(イ) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

(ロ) 循環配管は、図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去するよう努めるとともに、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去することに加え、1年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。

(ハ) 集毛器は、毎日清掃及び消毒をし、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(ニ) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用すること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

(ハ) 塩素系薬剤を浴槽水の消毒に使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、通常1リットル中に0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。ただし、結合塩素のモノクロラミンを使用する場合は、結合残留塩素として1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。

(ニ) 塩素系薬剤等は、ろ過器の直前に投入し、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

キ 浴槽に湯水があるときは、ろ過器（ろ過器を設ける場合に限る。）及び消毒装置を常に作動させること。

ク 屋外の浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。

ケ 回収槽内の水を浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒すること。

第5条第1項第7号に次のように加える。

コ 水位計を設ける場合は、少なくとも週に1回、適切な方法で配管内の生物膜を除去すること。

サ 気泡発生装置等を設ける場合は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

シ シャワー設備を設ける場合は、次のとおりとすること。

(イ) 少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。

(ロ) シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、1年に1回以上洗浄により内部の汚れ及び水垢を除去し、消毒を行うこと。

ス 調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

セ 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。

ソ 新規に入浴施設の使用を開始するとき及び入浴施設の使用を休止した後に使用を再開するときは、配管等の設備を十分に消毒すること。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け営業している旅館業の施設（この条例の施行の日前に当該許可の申請をし、同日以後に当該許可を受けることとなった旅館業の施設を含む。）について、第1条の規定による改正後の甲府市旅館業法施行条例第2条第1項第3号及び第4号の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。
- 3 第1条の規定による改正後の甲府市旅館業法施行条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る旅館業法第3条第1項の許可について適用し、同日前の申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

提案理由

旅館業における入浴施設の構造設備及び衛生措置等に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。